

# 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項、その他必要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は大綱は、おおむね次のとおりである。

（第1編第1章第7節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置」に準ずる。）

## 第2章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

#### 第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄をしておく。
- 2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のための必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### 第2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

### 第2節 他機関に対する応援要請

市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

### 第3節 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1節 地震発生時の応急対策

#### 第1 情報計画

(第3編第2章第1節「災害情報計画」に準ずる。)

#### 第2 情報収集・伝達計画

(第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。)

#### 第3 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

#### 第4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

#### 第5 救助・救急、医療等活動計画

(第3編第4章「救助・救急、医療等活動計画」に準ずる。)

#### 第6 応援要請計画

(第3編第6章「応援要請計画」に準ずる。)

#### 第7 緊急輸送計画

(第3編第7章「緊急輸送計画」に準ずる。)

#### 第8 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

(第3編第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」に準ずる。)

#### 第9 保健衛生計画

(第3編第10章「保健衛生計画」に準ずる。)

## 第4章 時間差発生等に対する円滑な避難の確保等

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

#### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達は、第3編「第2章 災害情報の収集・伝達計画」による。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合 における災害応急対策に係る措置

#### 第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、前節第1に同じ。災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編「第1章 市の活動体制」による。

#### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

#### 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための端末からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

#### 第4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第5 避難対策等

岩国市では後発地震の発生からの避難では間に合わない事前避難対象地域はないが、避難所を開設して要配慮者等については事前の避難を促す等後発地震発生時の混乱を極力防止することに努める。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民に対して日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、第1節第1に同じ。災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編「第1章 市の活動体制」による。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等  
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変改していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置  
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民に対して日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。  
市は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項

### 第1節 津波からの防護のための施設の整備等

第1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

第2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

- 1 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- 2 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- 3 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- 4 同報無線の整備等の方針及び計画
- 5 津波に関する情報入手の手段

第3 市は、県、国との連携により、交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により津波につよい地域づくりの推進に努める。

### 第2節 津波に関する情報の伝達等

津波の危険が生じたときの住民への伝達方法は、広報車、防災行政無線、岩国市民メール、岩国市民ニュースアプリ、緊急テロップ放送、サイレン、報道機関の協力等あらゆる手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

### 第3節 避難対策

第1 地震発生時において津波による避難の対象となる地域は、次のとおりである。

(別表1)

町名	区域
今津町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
山手町	1丁目、2丁目
室の木町	1丁目、2丁目
砂山町	1丁目、2丁目
立石町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
麻里布町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目

川口町	1丁目、2丁目
三笠町	1丁目、2丁目、3丁目
元町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
昭和町	1丁目、2丁目、3丁目
飯田町	1丁目、2丁目、3丁目
桂町	1丁目、2丁目
日の出町	全域
新港町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
装束町	1丁目、4丁目、5丁目
中津町	1丁目、2丁目、3丁目
車町	1丁目、2丁目、3丁目
川下町	1丁目、2丁目、3丁目
旭町	1丁目、2丁目、3丁目
三角町	1丁目、2丁目、3丁目
門前町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
尾津町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
南岩国町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
灘町	全域
藤生町	1丁目
通津	南町、中町、北町、本町、南団地、つづ美、みはる
柱島	柱島、端島、黒島
由宇町	港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、中央1丁目、中央2丁目、南1丁目、南2丁目、南沖1丁目、北1丁目、北2丁目、北6丁目、北7丁目、神東

第2 市は、別表1に掲げる地域ごとに、次の事項について関係地域住民にあらかじめ十分周知を図る。

- 1 地域の範囲
- 2 想定される危険の範囲
- 3 避難場所
- 4 避難場所に至る経路
- 5 避難勧告又は避難指示の伝達方法
- 6 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- 7 その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、自家用車使用の自粛等）

### 第3 避難情報の伝達

（第6編第6章「避難指示（緊急）の発令」に準ずる。）

## 第4 避難場所の設置

(第3編第5章第3節「避難場所の設置運営」に準ずる。)

## 第5 津波からの避難に関する意識の普及啓発

市は、居住者及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成及び周知に努める。

## 第4節 消防機関等の活動

消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

## 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 第1 水道

水道事業者は、住民の津波からの円滑な避難を確保するために、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置に努める。

### 第2 電気

電気事業者は、次の措置を講ずる。

- 1 津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
- 2 電気が、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保に努める。
- 3 災害応急活動の拠点等に対し電力の優先的供給に努める。

### 第3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等、火災等の二次災害防止のための必要な措置に関する広報を実施する。

### 第4 通信

電気通信事業者は、次の措置を講ずる。

- 1 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保、地震発生後の輻輳対策等に努める。
- 2 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努める。



## 第5 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

- 1 津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- 2 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。
- 3 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定める。

## 第6節 交通対策

### 第1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、主要避難路について交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

### 第2 海上及び航空

- 1 港湾（漁港）管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。
- 2 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

### 第3 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

## 第7節 不特定多数の者が出入する施設に関する対策

### 第1 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

市は、自ら管理又は運営する学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- 1 各施設に共通する事項
  - (1) 津波警報等の入場者等への伝達
  - (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
  - (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- (4) 出火防止措置
- (5) 消防用設備の点検、整備
- (6) 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (7) 速やかな耐震診断の実施及び必要に応じた耐震改修の実施（昭和 56 年 6 月以前に建設された施設に限る）

## 2 個別事項

- (1) 学校にあっては、
  - ア 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (2) 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 第 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎（災害応急対策の実施上重要な建物）の管理者は、第 1 の 1 に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
  - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - (2) 無線通信機等通信手段の確保
  - (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 第6章 防災訓練計画

### 第1節 防災訓練計画

第1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

第4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- 1 要員参集訓練及び本部運営訓練
- 2 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 3 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 4 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 第1節 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2節 住民児童、生徒、防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難場所、主要避難路等を示すハザードマップを作成して周知を図るとともに、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 8 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 9 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容